

木材共販規程（抜粋）

- （入札日） 木材共販所の入札日は原則として毎月第一水曜・第三水曜を定例市とし、当日が休・祭日の時は繰り下げとします。
- （入札資格者） 木材・及び製材業者又は県森連が認めた者とします。
- （入札方法） 入札は物件明細書の桧番号ごとに m^3 単価(10円止)で入札してください。
- （入札保証金） 入札保証金は入札金額の5%以上現金でお願いします。
又は、入札保証金積立制度(5万円以上)をご利用下さい。
- （入札物件の確認） 入札は現物確認のうえ行い、落札物件は特別な事由が無い限り異議の申し立てはできません。
- （入札物件の落札） 落札は入札の最高値をもって決定し、同札の場合は抽選により決めます。但し県森連の売値に達しない場合は落札しません。
- （買受権利） 落札者は落札値をもってその物件の買受権利を得るものとし
入札保証金は売買代金に充当します。
落札物件の無かった方には、保証金をお返しします。
- （落札物件代金の払込） 落札者は落札の日より7日以内に木材代金を現金にて、お支払い下さい。
- （売買違約） 売買違約の場合は保証金は県森連の取得とします。
- （物件の引取） 物件の引取りは代金をお支払いの上、落札後10日以内に物件の引取りを完了してください。
但し、止むを得ない事情のときは県森連と協議してください。
- （引渡手数料） 落札物件の引渡しについては、 1m^3 当たり500円の引渡手数料をいただきます。
- （規定の承諾） 県森連の入札に参加される方は、この規程をご承諾頂いたものとします。